

第2期 第3回
高圧ガス規格委員会
議事録(案)

1 日 時 : 平成21年8月3日(月) 14:00~16:30

2 場 所 : 高圧ガス保安協会 第2・3会議室(11階)

3 出席者 : (敬称略・順不同)

委員長 : 木村

委 員 : 土橋、堀口、三宅、駒田、渡辺、森(倉田委員代理)、佐々木(春山委員代理)、
高田、中村、小峰、萩原、小澤、平位、原、山崎、荻野、佐藤、山崎

オブザーバ : 田口(株オクダソカベ)、伊藤(大阪ラセン管工業株)、小林(株テクノフレックス)、関(株テクノフレックス)

KHK : 荒井、松木、井口、長沼、宮下、小山田、加藤

4 配布資料

資料19 第2期 第2回 高圧ガス規格委員会議事録(案)

資料20 LP ガスバルク供給基準(工業用等)改正案に対する

コメント一覧及びその対応等について

資料21 LP ガスバルク供給基準(工業用等)改正案 新旧対照表

資料22 危害予防規程の規範等に係る改正案に対する

コメント一覧及びその対応等について

資料23-1 第一種製造者 一般の事業所用 危害予防規程の指針 新旧対照表

資料23-2 第一種製造者 一般の事業所用 保安教育計画の指針 新旧対照表

資料23-3 第一種製造者 特定の事業所用 危害予防規程の指針 新旧対照表

資料24 可とう管に関する検査基準 書面投票結果

資料25-1 可とう管に関する検査基準テクニカルレビュー結果(書面投票期間)

資料25-2 可とう管に関する検査基準テクニカルレビュー結果(パブコメ期間)

資料26 可とう管に関する検査基準の制定案に寄せられた意見に対する対応

資料27 可とう管に関する検査基準(案)

資料28 ASME Delegate 活動報告

資料29 KHKS 0850 保安検査基準及び KHKS 1850 定期自主検査指針の見直しについて

5 議事概要 :

5.1 議題(1) 前回議事録(案)の確認・承認

事務局から資料 19 について、事前に各委員に送付済みである旨及び事前送付・確認の結果、修正等はない旨の説明があった。その後、資料 19 を正式な議事録とすることについて挙手による採決が行われ、出席委員全員(17名)の賛成により可決となった。

5.2 議題(2) LP ガスバルク供給基準(工業用等)の見直しについて

事務局から資料 20 及び 21 に基づきコメント対応等についての説明があった後、以下の意見交換等があった。

①資料 20 のコメント No.31 及び 32 の対応で、移動式製造設備(バルクローリ)の定期・日常点検表の様式追加は行わないこととされ、その理由が、この基準が主として消費者への教育、指導、周知のためとある。

それならば、基準の適用範囲から LP ガスの供給事業者や販売事業者に関するものは外して、それらについては業界基準(JLPA 基準等)で対応するよう整理してはどうか。

→事務局として適用範囲を見直すことまでは考えていない。供給事業者や販売事業者に関する部分についても必要なものは規定しておくべきと考える。ただし、高圧ガス保安法の適用を受ける製造者であるバルクローリの使用者に対し、定期・日常点検表まで規定化する必要性があるのかと考えての対応案である。

②バルクローリの使用者も色々である。設備規模の違いや充てん所が所有している場合とそうでない場合(LP ガスの配送専門事業者)等、高圧ガスの製造者であってもその保安・管理意識は同じレベルではない。

→保安上望ましい規定を追加しないとの考えはない。指摘を踏まえ、点検表を追加する方向で再検討することとしたい。

以上のような意見交換等があった後、今後の作業等について次のとおり確認した。

- a) 資料 20 のコメント対応については、No.31 及び 32 関係以外については了承。
- b) No.31 及び 32 関係のバルクローリに関する日常・定期点検表については、事務局にて整理した後、各委員に確認願う。
- c) b)の確認の結果、問題がなければ書面投票(15日間)及び技術委員テクニカルレビューを実施。
- d) 書面投票及びテクニカルレビューの結果、問題がなければパブリックコメント(1ヶ月間)を実施。

5.3 議題(3) 危害予防規程の規範等の見直しについて

事務局から資料 22 及び資料 23-1~3 に基づきコメント対応等についての説明があった後、以下の意見交換等があった。

①資料 22 のコメント No.3 に関し、保安について監督させる者を「保安係員に準ずるもの」としては限定されてしまう。職制上の位置付けとしては保安統括者相当のはずである。

②事業所によって保安について監督させる者の位置付けも色々でないか。保安統括者と保

安係員の中に位置付けられるような者が保安を監督する者となっているケースが一般的か。

→指摘を踏まえると表現が難しい。解説への記述はやめ、組織図(資料 23-1 中の図 A.1)等からその役割を判断してもらうことではどうか。

③そうであれば、図 A.1 の保安について監督させる者の配置が実状にあっていないのではないか。

→保安について監督させる者の配置を現案より下げることとし、他の場合の組織図とバランスが合うようなものとする。

④資料 22 のコメント No.11 に関し、対応としての追記中「この指針の内容のみをもって、各事業所の(危害予防規程等)の内容を保証するものではない。」は削除すべき。ここまですべて記述する必要はないと考える。

→削除することとする。

以上のような意見交換等があった後、今後の作業等について次のとおり確認した。

a) 資料 22 のコメント対応については、No.3 関係及び No.11 関係以外については了承。

b) No.3(No.6)関係は解説への追記をやめ、資料 23-1 中の図 A.1 を一部見直すこととし、事務局にて整理した後、各委員に確認願う。

また、No.11 関係は追記文中「この指針の内容のみをもって、各事業所の(危害予防規程等)の内容を保証するものではない。」を削除する。

c) b)の確認の結果、問題がなければ書面投票(15 日間)及び技術委員テクニカルレビューを実施。

d) 書面投票及びテクニカルレビューの結果、問題がなければパブリックコメント(1 ヶ月間)を実施。

5.4 議題(4) 可とう管に関する検査基準の制定に係るパブリックコメントの結果について事務局から以下の事項について説明があった。

a) 資料 24 及び資料 25-1 に基づき書面投票及び書面投票期間のテクニカルレビュー結果。

b) 資料 25-2 及び資料 27 に基づきパブリックコメント期間のテクニカルレビュー結果及びその対応案。

c) 資料 26 に基づきパブリックコメントの結果及びその対応案

以上の説明があった後、資料 25-2、資料 26 及び資料 27 それぞれの対応について挙手による採決が行われ、出席委員全員(19 名)の賛成により可決となった。

5.5 議題(5) ASME Delegate 活動報告

事務局から資料 28 に基づき説明があった。

6 その他

事務局から資料 29 に基づき KHKS0850 及び 1850 に関する今後の改正の必要性について説明があった。

以上